

部活動に係る活動方針

★基本方針

部活動における運営体制を整え、活動を計画的・効果的に行い、生徒の心身の健全な育成を図る。

1 適切な運営のための体制整備

- ・各部顧問は年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会日程等）並びに月毎の活動計画、活動実績を作成し、管理職に提出する。
- ・各部顧問は生徒・保護者に対して年度初めに年間計画を示すとともに、月毎の予定表を配付し、計画的な部活動運営を行う。
- ・顧問、副顧問の協力体制のもと、指導内容の充実や生徒の安全確保に努めるとともに、一部の顧問に負担が偏らないようにする。

2 合理的・効果的な活動の推進

- ・事故の未然防止に努めるとともに、施設設備の安全点検を定期的実施する。
- ・体罰やハラスメントの根絶を徹底する。
- ・種目特性を踏まえたトレーニングの導入に努め、休養を適切に取りつつ短時間で効果が得られる指導を行う。

3 適切な休養日の設定

- ・原則として、週当たり 2 日以上休養日を設ける。【平日（水曜日）で 1 日、土日で 1 日】
ただし、5 月の部活動強化週間やハイシーズン及び公式戦 4 週間前の週休日等、土日の両日活動する場合は、休養日を他の日に振り替えるなどで、年間 104 日以上休養日を設けることとする。
- ・定期考査週間及び定期考査最終日を除く定期考査中の部活動は原則禁止とする。
ただし、公式戦が定期考査直後の週休日に開催される場合等は「部活動特別活動願」を提出し、1 時間程度の練習を許可する。
- ・1 日の活動時間は、平日は 2 時間程度、休業日は 3 時間程度とする。長期休業日及び年度末、年度始めの活動は、学期中の設定に準ずる。

4 スポーツ環境の整備と参加する大会や練習試合等の見直し

- ・各部の実情を考慮しつつ、参加する大会や練習試合等を精選し、負担軽減を図るとともに、生徒の多様な教育活動にあてる時間を確保する。
- ・年間活動計画に参加する大会を位置づけ、オンシーズンとオフシーズンの活動がメリハリのついたものとなるようにする。

5 活動計画等

- ・活動方針を HP に公表する。
- ・各部活動顧問が年間活動計画及び月毎の予定表を生徒・保護者に配付する。